#150 仮登記担保・売渡担保・代理受領

第3章 担保物権 #150／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1 名前だけ聞いた3つの担保

導入

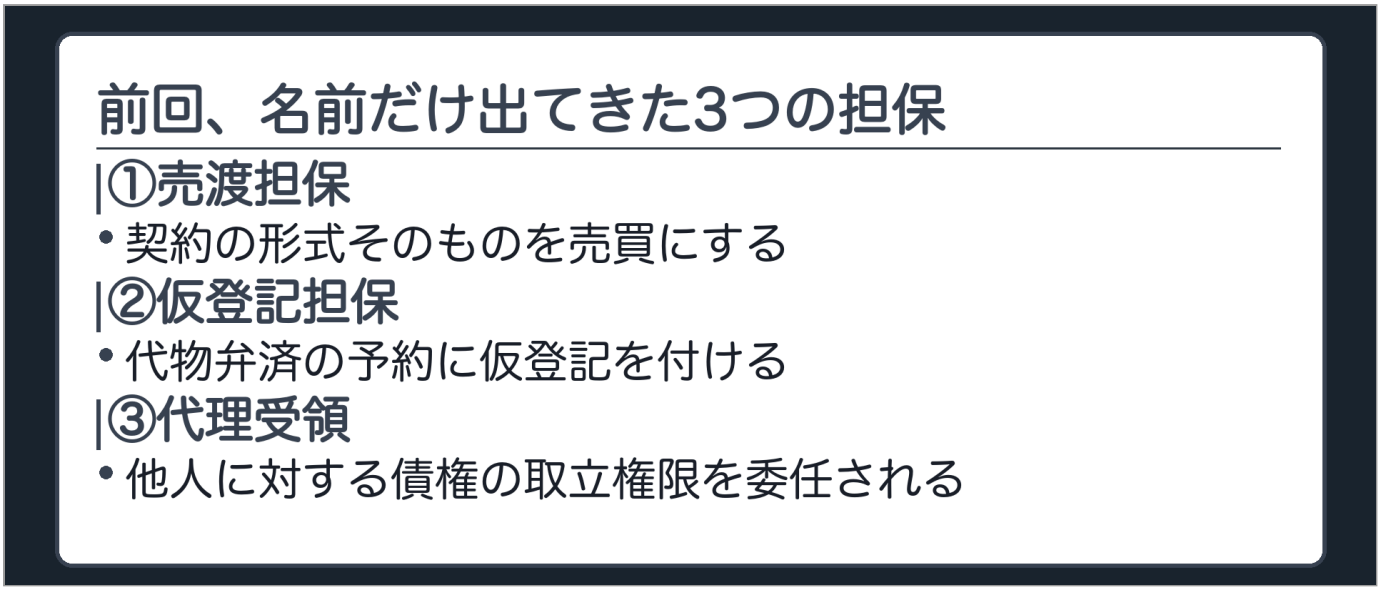

図：冒頭の板

前回の最後に、契約の形式自体を売買にする売渡担保、代物弁済の予約に仮登記を付ける仮登記担保、そして債権の取立権限を委任される代理受領という3つの名前が出てきました。今日はこの3つを、同じ問いで整理します。回収するために、何を使っているか。売買という契約の形を使う。仮登記という登記の仕組みを使う。他人の債権を取り立てる権限を使う。使う道具が違うだけで、目指すところはどれも同じです。貸したお金を確実に返してもらうことです。

2 契約の形式そのものを売買にする

短答

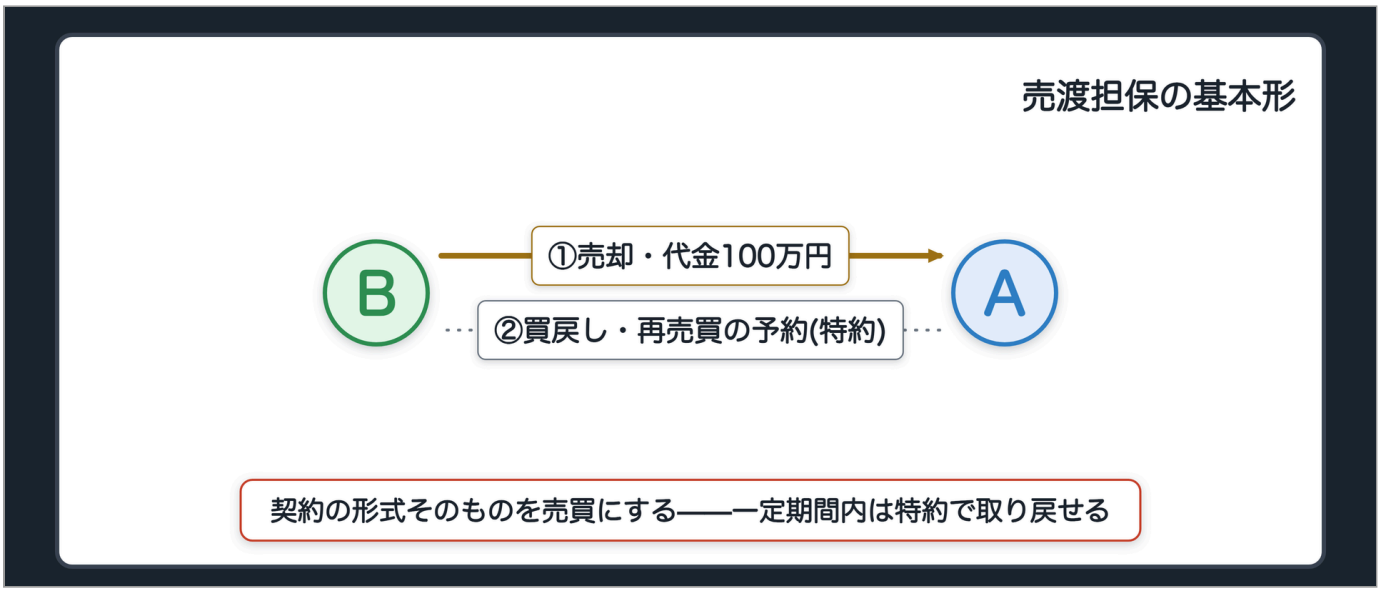

図：売渡担保の基本形

- Bが100万円を必要とし、土地をAへ売却する形をとる
- 代金100万円と引き換えに所有権はAへ移る
- 一定期間内は買戻し・再売買の予約により取り戻せる

売渡担保は、契約の形式そのものを売買にしてしまう担保です。Bさんが100万円必要だとします。Aさんから借金をして土地を担保に入れる代わりに、Bさんはこの土地をAさんに売ってしまいます。売買代金として受け取るのが、実質的な借入金の100万円です。そこで特約を付けます。一定の期間内であれば、Bさんは代金と契約の費用を返して、この売買を解除できるという特約です。これが買戻しです。

条文 民法579条

民法第579条
不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金（別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額。第五百八十三条第一項において同じ。）及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる。この場合において、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。

当事者が別段の合意をしていれば、その金額で買い戻せます。何も決めていなければ、支払った代金と契約の費用がそのまま返還額になります。この買戻しには、もう1つ別の形があります。再売買の予約です。

3 買戻しと再売買の予約、条文で縛るか契約自由に任せるか

短答

買戻しと再売買の予約の対比

	買戻し(579条)	再売買の予約
対象	不動産限定	制約なし
特約のタイミング	売買と同時	制約なし
返還額	代金(別段の合意があればその額)＋契約の費用 (果実と利息は相殺したものとみなす)	予約で自由に決められる
対抗要件	売買と同時の登記	仮登記
権利行使期間	10年以下・伸長不可	消滅時効に従う

同じ「売った物を買い戻す」形でも、使い勝手はかなり違う

図：対比表

- 対象・特約のタイミング・返還額・対抗要件・権利行使期間の5項目で、買戻し(579条)と再売買の予約を対比する
- 買戻し=不動産限定・売買と同時の特約・代金(別段の合意があればその額)＋契約の費用(果実と利息は相殺とみなす)・売買と同時の登記・10年以下で伸長不可
- 再売買の予約=対象制約なし・特約に制約なし・返還額も予約で自由に決められる・仮登記・消滅時効に従う

この表を見てください。買戻しは、579条にあるとおり不動産だけが対象で、売買契約と同時に特約を付けなければなりません。返還額は、代金と契約の費用です。当事者が別段の意思表示をしなければ、不動産の果実と代金の利息は相殺したものとみなされます。対抗要件は、売買契約と同時にする登記です。権利を行使できる期間は10年以下と決まっていて、あとから伸ばすこともできません。だからこそ実務では再売買の予約が使われることが多いです。こちらは対象に制約がなく、動産でも構いません。特約の内容にも縛りがなく、返還額も予約の中で自由に決められます。対抗要件は仮登記で足りますし、権利を行使できる期間も普通の消滅時効に従うだけです。同じ「売った物を買い戻す」形でも、条文で縛られた買戻しと、契約の自由に任された再売買の予約とでは、使い勝手がかなり違います。

4 借金が残るのか、売買で精算されるのか

短答・論文共通

売渡担保と譲渡担保の区別

	譲渡担保	売渡担保
被担保債権	金銭消費貸借上の貸金債権が**存続し続ける**	代金債権がいったん発生し履行で消滅 買戻代金・予約完結の対価が新たに発生

借金が生き続けるのか、売買でいったん精算されるのか

図：売渡担保と譲渡担保の区別の板

- 譲渡担保=金銭消費貸借上の貸金債権がそのまま存続する
- 売渡担保=代金債権がいったん発生し履行で消滅し、買戻代金・予約完結の対価が新たに発生する
- 区別の軸=被担保債権が残るか

見分け方は1つです。被担保債権が残るかどうかです。譲渡担保は、AさんがBさんに貸した100万円の金銭消費貸借上の債権が、契約の間ずっと存在し続けます。所有権を形の上で移しているだけで、貸金債権そのものは消えません。売渡担保は、売買という契約を組むので、いったん代金債権が発生して、それが履行によって消滅します。もとの金銭消費貸借上の債権というものが、そもそも存在しません。買い戻すときにBさんが払うのは、新しく発生する買戻代金や、予約完結のときの対価であって、最初の貸金を返しているわけではないんです。

名前は似ていても、契約の骨組みがまったく違います。今日は非典型担保の一種としての位置づけだけ押さえてください。

5 代物弁済の予約に、仮登記を付ける

短答

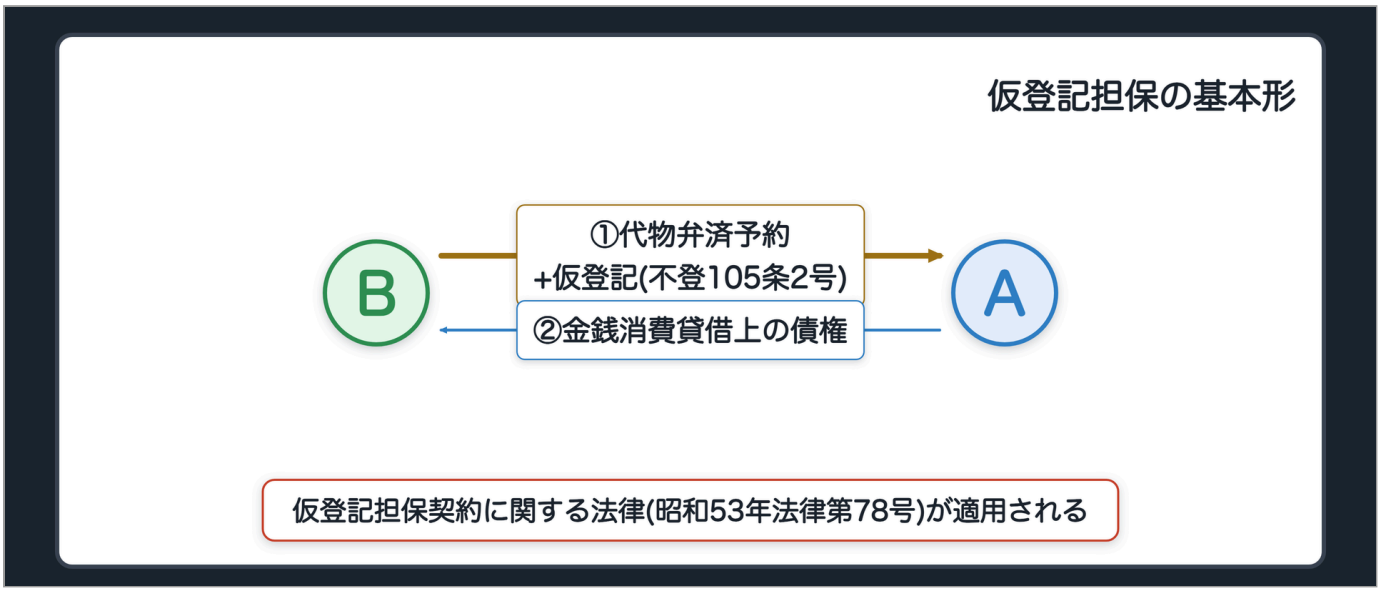

図：仮登記担保の基本形

- BがAから借入をし、返せなければ土地の所有権で弁済に代える旨の代物弁済予約を結ぶ
- この所有権移転請求権を保全するため仮登記(不登105条2号)を付す
- 仮登記担保契約に関する法律(昭和53年法律第78号)が適用される

次は仮登記担保です。まず形を確認します。BさんがAさんにお金を借りるとき、もし返せなかったらこの土地の所有権でお金の代わりに弁済する、という約束をあらかじめ結んでおきます。これが代物弁済の予約、あるいは停止条件付きの代物弁済契約です。そのうえで、この土地の所有権が将来Aさんに移ることを保全するため、仮登記を付けます。本登記の前に、順位だけを確保しておく登記です。不動産登記法105条2号にあるとおり、所有権移転請求権を保全するために使います。この仮登記が付いた代物弁済予約のことを、まとめて仮登記担保と呼びます。この仮登記担保には、仮登記担保契約に関する法律という専用の法律が適用されます。

条文 仮登記担保契約に関する法律1条

仮登記担保契約に関する法律第1条
この法律は、金銭債務を担保するため、その不履行があるときは債権者に債務者又は第三者に属する所有権その他の権利の移転等をすることを目的としてされた代物弁済の予約、停止条件付代物弁済契約その他の契約で、その契約による権利について仮登記又は仮登録のできるもの（以下「仮登記担保契約」という。）の効力等に関し、特別の定めをするものとする。

譲渡担保の清算を扱った回で見た清算義務と、名前が近い気がします。何が違うんですか。ここが今日、仮登記担保でいちばん大事な軸です。あの回の譲渡担保では、清算義務も受戻権も、条文には一言も書かれていなかったのに、判例が作り出したルールでした。仮登記担保では、同じ発想を法律が最初から条文にして持っています。

6 通知から2か月、清算金は判例と同じ計算

短答・論文共通

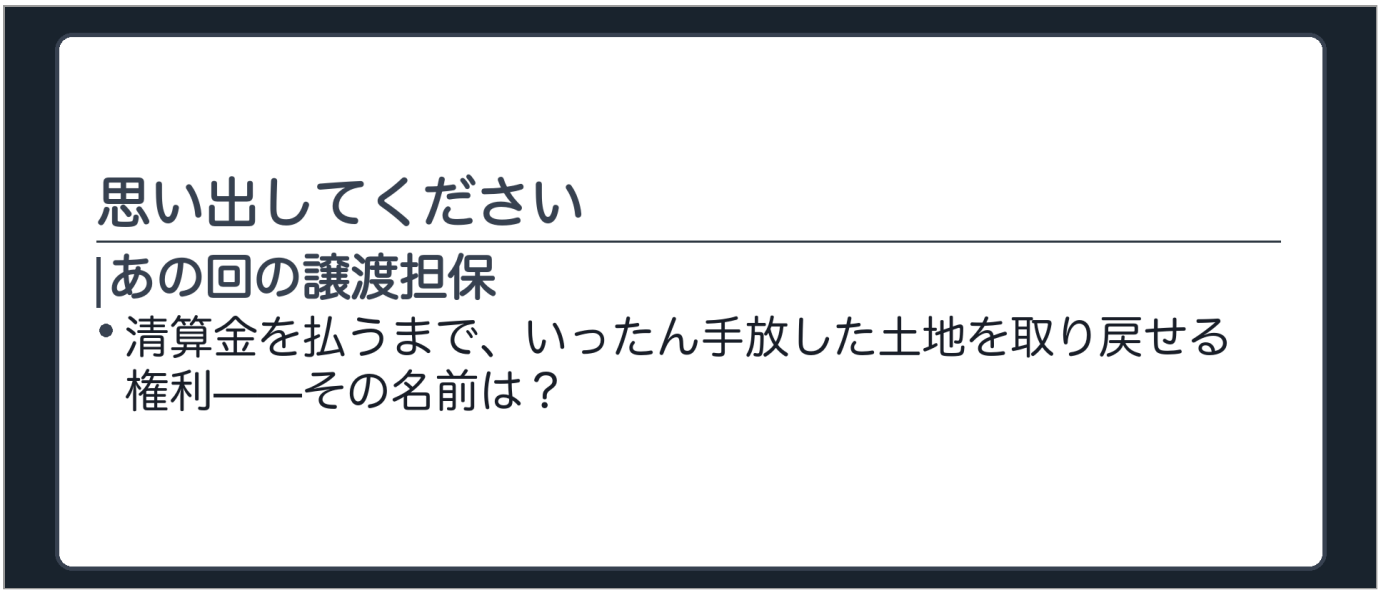

受戻権でしたね。今日はこの受戻権を含めて、仮登記担保法がどこまで条文で固めているかを見ていきます。まずは清算義務からです。

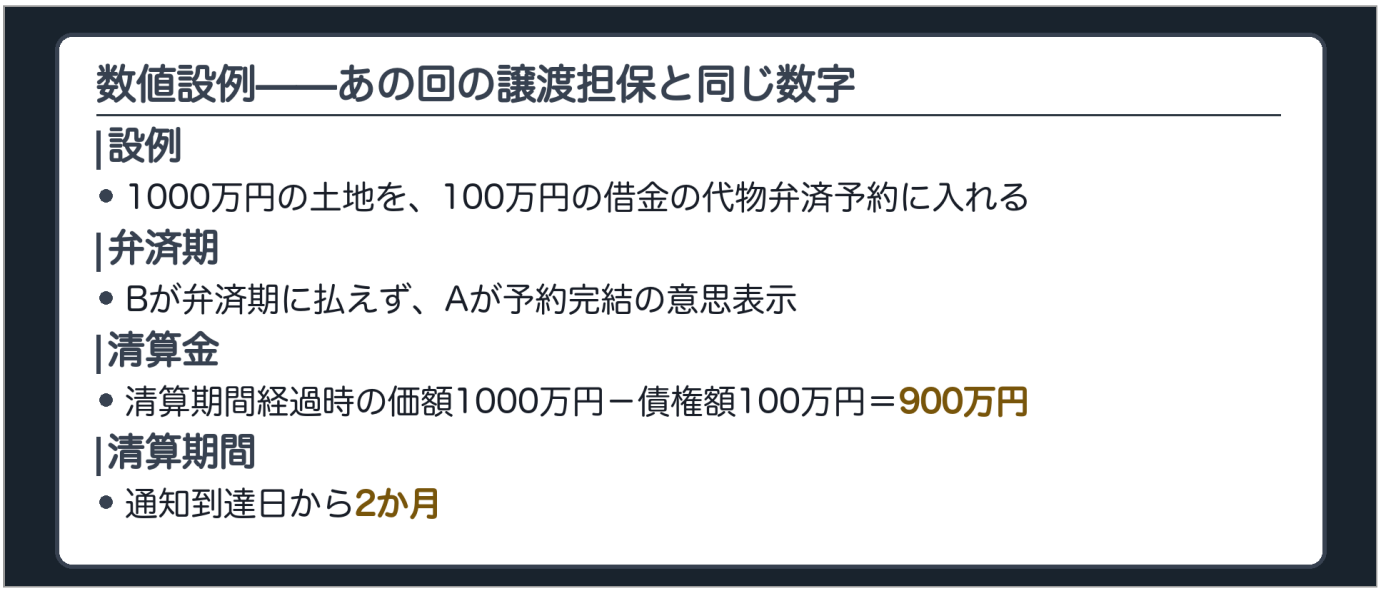

図：数値設例の板

- あの回の譲渡担保と同じ1000万円の土地・100万円の借金
- Bが弁済期に払えずAが予約完結の意思表示をする
- 清算期間経過時の価額1000万円から債権額100万円を引いた差額900万円が清算金
- 清算期間=通知到達日から2か月

あの回の譲渡担保と同じ数字で考えましょう。1000万円の土地を、100万円の借金の代物弁済予約に入れていたとします。Bさんが弁済期に払えず、Aさんが予約完結の意思表示、つまり「約束どおり、この土地で払ってもらいます」という通告をしました。

条文 仮登記担保契約に関する法律2条1項

仮登記担保契約に関する法律第2条第1項
仮登記担保契約が土地又は建物（以下「土地等」という。）の所有権の移転を目的とするものである場合には、予約を完結する意思を表示した日、停止条件が成就した日その他のその契約において所有権を移転するものとされている日以後に、債権者が次条に規定する清算金の見積額（清算金がないと認めるときは、その旨）をその契約の相手方である債務者又は第三者（以下「債務者等」という。）に通知し、かつ、その通知が債務者等に到達した日から二月を経過しなければ、その所有権の移転の効力は、生じない。

ここがあの回の譲渡担保と違う、いちばん大きな点です。あの回の譲渡担保では、清算金の支払や提供があった時点ですぐに所有権が確定しました。仮登記担保では、まず清算金の見積額をBさんに通知して、その通知が届いた日から2か月という決まった長さの期間を置かなければ、所有権移転の効力そのものが生じません。判例が作った受戻権には、こういう固定の期間はありませんでした。仮登記担保法は、この2か月という清算期間を条文ではっきり区切ったんです。この2か月は、Bさんにとっては借金を返して土地を守るための猶予で、あとから登記した担保権者にとっては手を打つための時間です。

条文 仮登記担保契約に関する法律3条1項

仮登記担保契約に関する法律第3条第1項
債権者は、清算期間が経過した時の土地等の価額がその時の債権等の額を超えるときは、その超える額に相当する金銭（以下「清算金」という。）を債務者等に支払わなければならない。

清算期間が経過した時点の土地の価額が1000万円で、債権の額が100万円なら、その差額の900万円が清算金です。あの回で見た清算金の計算と、中身はまったく同じです。

条文 仮登記担保契約に関する法律3条2項

仮登記担保契約に関する法律第3条第2項
民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百三十三条の規定は、清算金の支払の債務と土地等の所有権移転の登記及び引渡しの債務の履行について準用する。

清算金の支払と、土地の所有権移転登記・引渡しの債務は、同時履行の関係に立ちます。あの回では判例がこの構成をとりましたが、仮登記担保法は533条の準用として条文に書き込んでいます。

7 受戻せる期限には、判例に無かった上限がある

短答・論文共通

受戻権の対比——判例に無かった上限がある

	あの回の譲渡担保(判例)	仮登記担保法11条
受戻せる期限	帰属清算型=清算金の支払・提供 または通知まで 処分清算型=第三者への処分まで	清算金の支払の弁済を受けるまで
年数上限	なし	清算期間経過時から5年経過、または第三者が所有権を取得したときは不可

清算金さえ払えばいつまでも取り戻せる状態に、法律が歯止めを付けた

図：受戻権の対比板

- あの回の譲渡担保の判例=帰属清算型は清算金支払・提供または通知まで、処分清算型は第三者への処分まで、という区切りのみで年数上限なし
- 仮登記担保法11条=清算金支払の弁済を受けるまで受戻せるが、清算期間経過時から5年経過または第三者が所有権を取得したときは不可

受戻権も見ましょう。

条文 仮登記担保契約に関する法律11条

仮登記担保契約に関する法律第11条
債務者等は、清算金の支払の債務の弁済を受けるまでは、債権等の額（債権が消滅しなかつたものとすれば、債務者が支払うべき債権等の額をいう。）に相当する金銭を債権者に提供して、土地等の所有権の受戻しを請求することができる。ただし、清算期間が経過した時から五年が経過したとき、又は第三者が所有権を取得したときは、この限りでない。

債務を払えば土地を取り返せる期間がある点では、判例の受戻権と変わりません。ただ、仮登記担保法には判例の受戻権に無かった上限が付いています。清算期間が経過した時から5年が経過したとき、または第三者が所有権を取得したときは受戻せません。あの回の判例では、帰属清算型なら清算金の支払・提供・通知まで、処分清算型なら第三者への処分まで、という区切りだけで、年数による上限そのものはありませんでした。清算金さえ払えばいつまでも取り戻せる、という状態を無限に続けさせないための歯止めです。この5年という上限と、第三者取得による消滅は、あの回の判例には出てこなかった、仮登記担保法だけの条文上のルールとして押さえておいてください。

通知が4月1日にBさんに届いたとします。2か月の清算期間が過ぎると、土地の所有権はAさんに移ります。それでもAさんが900万円の清算金をまだ払っていなければ、Bさんは借金の100万円に利息などを足した額をAさんに差し出して、土地を取り戻せます。ところが、清算期間が過ぎてから5年が経ったとき、あるいはAさんがこの土地をDさんに売ってDさんが所有権を取得したときは、清算金をまだ受け取っていなくても、もう取り戻せません。Bさんに残るのは、清算金を払ってもらう道だけです。

8 後順位の担保権者も、清算金から先に取れる

短答

後順位の権利者の保護

条文	内容
4条1項	担保仮登記後に登記した先取特権者・質権者・抵当権者は、清算金に物上代位できる (払渡し前に差押えが必要)
4条2項	後順位の担保仮登記権者も、同様に物上代位できる
5条	仮登記担保権者は、清算金の見積額などをこれらの後順位の権利者に通知する
12条	4条1項の先取特権者・質権者・抵当権者は、清算期間内なら担保仮登記された土地等の競売を請求できる (**後順位の担保仮登記権者は含まれない**)
10条	土地と建物が同一所有者で、その土地にだけ担保仮登記がされているとき、本登記の際に**法定借地権**が成立するとみなす

図：薄い一言板

- 仮登記担保契約に関する法律4条1項=担保仮登記後に登記した先取特権者・質権者・抵当権者が清算金に物上代位できる(払渡し前に差押えが必要)
- 同2項=後順位の担保仮登記権者も同様に物上代位できる
- 5条=仮登記担保権者は清算金の見積額などをこれらの後順位の権利者に通知する
- 12条=4条1項の先取特権者・質権者・抵当権者は、清算期間内なら担保仮登記された土地等の競売を請求できる(後順位の担保仮登記権者は含まれない)
- 10条=土地と建物が同一所有者で、その土地にだけ担保仮登記がされているとき、本登記の際に法定借地権が成立するとみなす

仮登記担保法には、ほかにも条文があります。担保仮登記のあとに登記した先取特権者や質権者、抵当権者は、清算金から物上代位できます。後順位の担保仮登記権者も、同じように清算金から物上代位できます。なぜ清算金から取れるのか。仮登記で順位を先に押さえてあるので、本登記がされると、あとから登記したこの人たちの担保は、土地からは消えてしまいます。そこで、土地の代わりにBさんへ払われる清算金に、担保を乗り移らせるんです。ただし、清算金がBさんに払われる前に、差し押さえておく必要があります。仮登記担保権者は、清算金の見積額などをこれらの後順位の権利者に通知することになっています。さらに、先取特権者や質権者、抵当権者は、清算期間の間であれば、担保仮登記された土地の競売を請求することもできます。こちらは後順位の担保仮登記権者には認められていません。これが4条・5条・12条の内容で、後順位の担保権者を保護する規定です。ここで念のため確認しておきますが、この12条は仮登記担保契約に関する法律の12条で、このあと出てくる2025年の新しい法律の12条とは別物です。名前が同じ条番号でも、中身が違うので区別してください。

10条は、土地と建物が同じ人の持ち物で、土地にだけ担保仮登記が付いていた場合の規定です。仮登記に基づく本登記がされて土地がAさんのものになっても、建物の持ち主には、建物を持つために土地を借りている、という賃貸借があったものとみなされます。これが法定借地権で、建物を取り壊さずに土地を使い続けられます。期間と地代は、当事者が求めれば裁判所が決めます。抵当権の回で見た法定地上権と似た発想が、仮登記担保にも用意されています。

9 2025年新法は、この法律を質権に接続する

短答

2025年新法は、この法律を質権に接続する

|2025年新法(未施行)

- 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和7年法律第56号)

|12条

- 譲渡担保権は**質権とみなして**、仮登記担保契約に関する法律の規定を適用する

|施行後の効果

- **4条・5条・12条**で質権者に与えられている物上代位・通知・競売請求の扱いを、譲渡担保権者も受ける

図：新法接続の一言板

- 2025年新法(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律・令和7年法律第56号・未施行)12条=譲渡担保権は質権とみなして仮登記担保契約に関する法律の規定を適用する
- 施行後は4条・5条・12条で質権者に与えられている物上代位・通知・競売請求の扱いを、譲渡担保権者も受ける

最後にもう1つだけ、2025年に成立した新しい法律との接続です。この法律の12条は、譲渡担保権を質権とみなして、仮登記担保契約に関する法律の規定を適用する、と定めています。施行されれば、さっき見た4条・5条・12条で質権を持つ人に与えられている扱い、物上代位や通知、競売の請求といったものを、譲渡担保権者も受けることになります。この法律はまだ施行されていません。条文番号だけ、頭の片隅に置いておいてください。

10 他人の債権を、取り立てる権限をもらう

短答

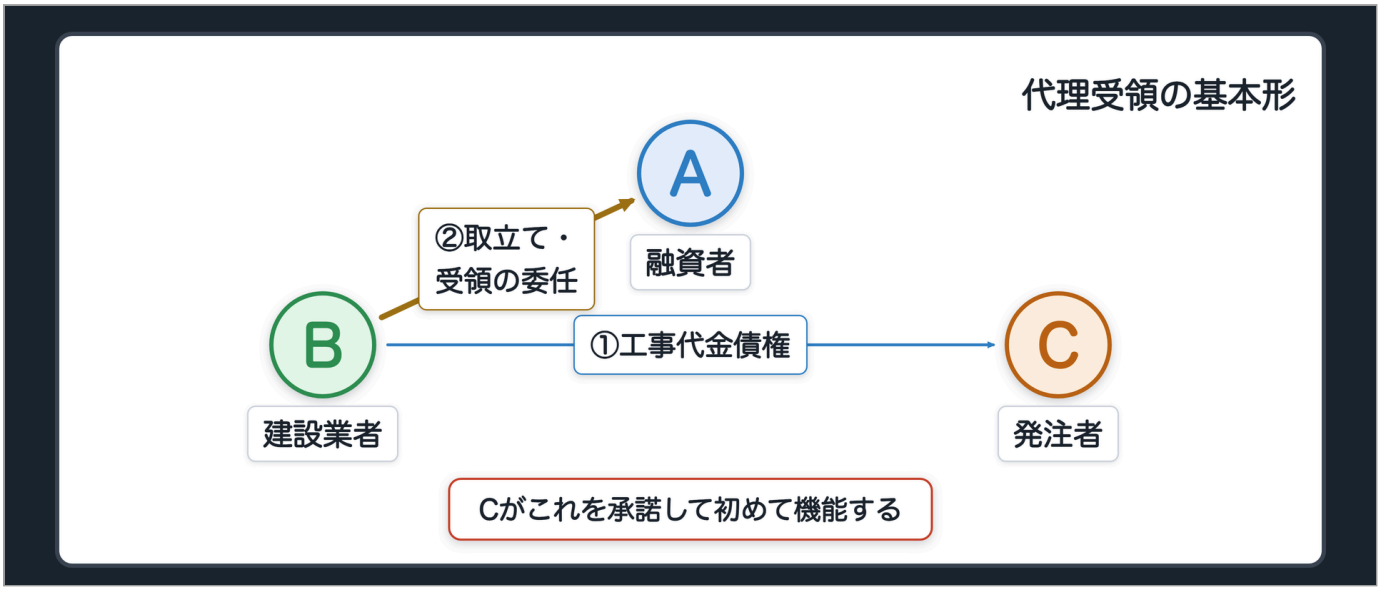

図：代理受領の基本形

- B(建設業者)はC(発注者)に対する工事代金債権(β債権)を持つ
- A(融資者)はBから、Cに対する取立て・受領の権限を委任される
- Cがこれを承諾して初めて機能する

3つ目、代理受領です。今度は、Bさんが持っている自分の物ではなく、Bさんが別の誰かに対して持っている債権を使います。たとえば、Bさんが建設業者で、発注者のCさんに対して工事の代金を請求できる債権を持っているとします。Aさんは、Bさんに融資する代わりに、この工事代金債権についてCさんから取立てと受領をする権限を、Bさんから委任してもらいます。Cさんがこの代理受領を承諾すれば、初めてこの仕組みが機能します。メリットが2つあります。1つは、この工事代金債権に譲渡禁止の特約が付いていても、代理受領なら使えることです。正式な権利の移転を伴わないので、特約に触れません。もう1つは、質権の設定や譲渡担保の設定手続を踏まなくていいので、実務上の手続きが簡単に済むことです。

11 取り立てる権限だけで、直接の請求権は無い

短答

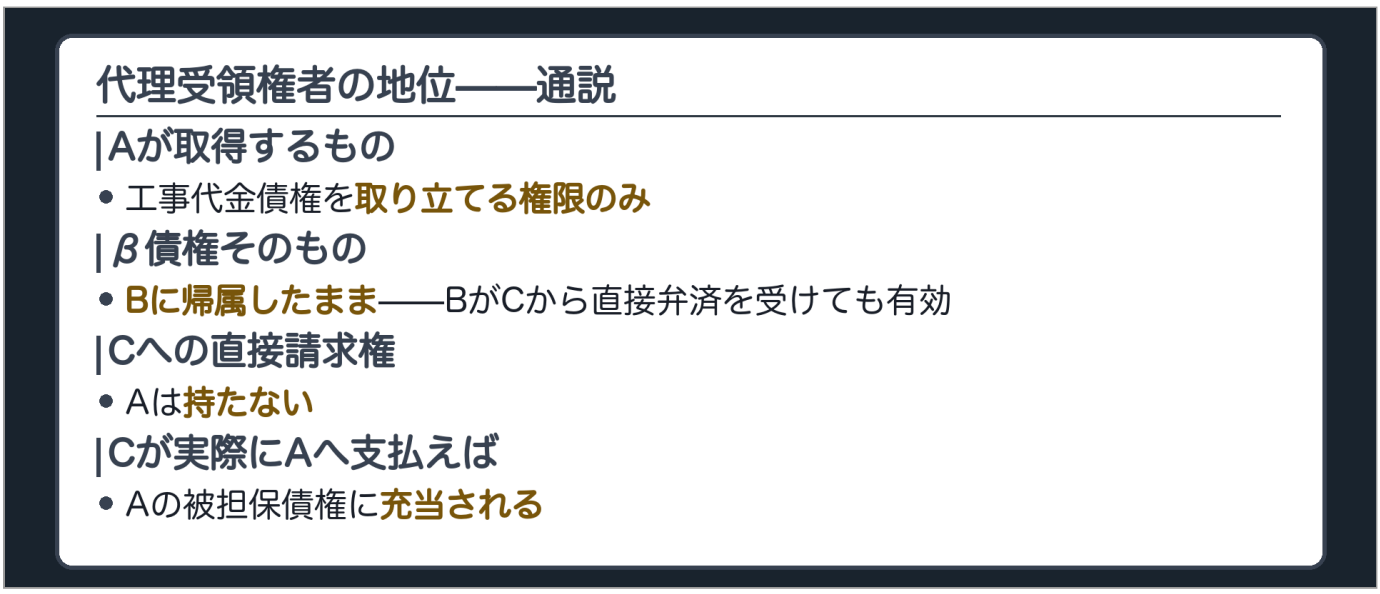

図：代理受領権者の地位の板

- Aが取得するのは工事代金債権の取立権限のみ
- β債権そのものはBに帰属したまま
- AはCに対する直接請求権を持たない

- Cが実際にAへ支払えばAの被担保債権に充当される

できません。通説によれば、Aさんが手にするのは、工事代金債権を取り立てる権限にとどまります。債権そのものは、あくまでBさんに帰属したままです。ですから、Bさんが直接Cさんから弁済を受けても、その弁済は有効です。Bさんが時効の完成を止めるために催告をしても、これも有効です。Aさんは、Cさんに対して直接の請求権を持ちません。Cさんが実際にAさんへ支払えば、その金額はAさんの持つ被担保債権に充てられます。実質的には相殺と同じような効果が生まれます。

12 承諾しておいて、直接払ってしまったら

論文の骨格

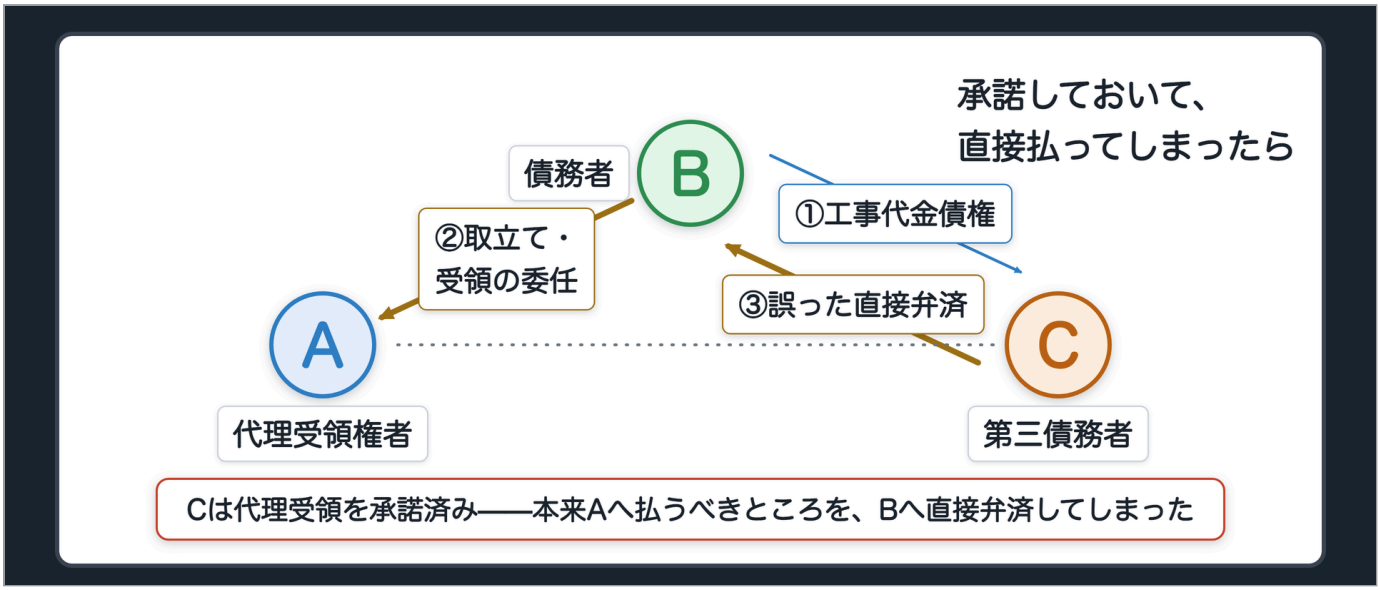

図：三者図

- A(代理受領権者)・B(債務者)・C(第三債務者)
- B->C「工事代金債権(β債権)」実線(claim・青)
- B=>A「取立て・受領の委任」実線(transfer)
- Cはこれを承諾
- ところがC=>B「誤った直接弁済」が実線で生じ、本来のC=>A(受領されるべき弁済)は破線で対比する

ここで問題になるのが、Cさんが代理受領を承諾しておきながら、Bさんに直接工事代金を払ってしまった場合です。AさんとCさんの間に直接の契約が無くても、Cさんの承諾を通じて何らかの責任が生じるか、そこが、この判例の核心です。

> **判例** 最判昭44・3・4
>
> 第三債務者の承諾の意味 右承認は、単に代理受領を承認するというにとどまらず、代理受領によつて得られる被上告人の右利益を承認し、正当の理由がなく右利益を侵害しないという趣旨をも当然包含するものと解すべきであり、したがつて、同建設部としては、右承認の趣旨に反し、被上告人の右利益を害することのないようにすべき義務があると解するのが相当である。

Cさんが代理受領を承諾したことには、代理受領によってAさんが得られる利益を承認して、正当な理由なくその利益を侵害しない、という趣旨が当然に含まれます。Cさんがこれに反してBさんへ直接払ってしまい、Aさんが工事代金を受け取れなくなったときは、Cさんはこの義務に違反したことになります。Aさんは、Cさんが承諾したからこそ、この工事代金から返してもらえると信じてBさんにお金を貸しています。承諾しておいて黙ってBさんに払えば、その信頼を裏切ってAさんの回収の手段を奪うことになるからです。

> ☆ **論文で書く規範**：第三債務者の承諾に伴う義務と責任（規範） 第三債務者が代理受領を承諾した場合、その承諾は、**代理受領によって得られる利益を承認し、正当な理由がなくこれを侵害しないという趣旨を当然に含む。**第三債務者がこれに反して正当な理由なく債務者へ直接弁済し、代理受領権者が受領できなくなったときは、**過失により代理受領権者の利益を侵害したものとして不法行為責任（709条）**を負う。 （出どころ＝規範創出型（最判昭和44年3月4日））

AさんとCさんの間には契約関係がありません。承諾によって生じた、正当な理由なく利益を侵害しない義務に違反したことが過失と評価され、契約上の義務違反ではなく709条の不法行為責任になる、という構成です。正当な理由もなくBさんへ直接払ってしまえば、Cさんはこの過失による不法行為責任を負い、Aさんに生じた損害を賠償しなければなりません。その場合、CさんがBさんに工事代金を払うのは、自分の債権者に払うだけの当たり前の弁済です。Aさんの利益を害さない義務は承諾から生まれるので、承諾が無ければCさんは責任を負いません。代理受領が、第三債務者の承諾があって初めて担保として働くのは、このためです。

典型担保4種の圧縮再掲

	発生根拠	要点
留置権	法定担保物権	物に関して生じた債権の弁済を受けるまで留置できる(295条1項)
先取特権	法定担保物権	法律が定めた特殊な債権について合意なしに他の債権者より先に弁済を受けられる(303条)
質権	約定担保物権	物を占有して留め置く占有担保(342条・留置的効力あり)
抵当権	約定担保物権	占有を移さず価値だけを押さえる非占有担保(369条1項)

法定担保物権=合意なしに法律の要件で発生／約定担保物権=当事者の合意で発生

図：板①典型担保4種の圧縮再掲

- 法定担保物権(留置権・先取特権)=合意なしに法律の要件で発生
- 約定担保物権(質権・抵当権)=当事者の合意で発生
- 抵当権=占有を移さず価値だけを押さえる非占有担保(369条1項)
- 質権=物を占有して留め置く占有担保(342条・留置的効力あり)
- 留置権=物に関して生じた債権の弁済を受けるまで留置できる法定担保物権(295条1項)
- 先取特権=法律が定めた特殊な債権について合意なしに他の債権者より先に弁済を受けられる地位(303条・法定担保物権)

ここで、第3章全体を1枚の地図にまとめ直します。まず典型担保4種です。合意なしに法律の要件だけで発生するのが法定担保物権、当事者の合意で発生するのが約定担保物権でした。抵当権は、占有を移さずに、売ったらいくらになるかという価値だけを押さえる担保でした。質権は、物を実際に占有して留め置く担保です。留置権は、合意がなくても、物に関して生じた債権の弁済を受けるまで物を留置できる法定担保物権でした。先取特権は、法律が定めた特殊な債権について、合意がなくても他の債権者より先に弁済を受けられる地位です。

非典型担保5本の地図

非典型担保	何を使って回収するか
譲渡担保	目的物の所有権を**形式的に移す**
所有権留保	もとから持っている所有権を**留めておく**
売渡担保	契約の形式自体を**売買にする**
仮登記担保	代物弁済予約に**仮登記を付ける**
代理受領	債権の**取立権限を委任される**

図：板②非典型担保5本の地図

- 譲渡担保(4本)・所有権留保・売渡担保・仮登記担保・代理受領を「何を使って回収するか」の1行で並べる
- 譲渡担保=目的物の所有権を形式的に移す
- 所有権留保=もとから持っている所有権を留めておく
- 売渡担保=契約の形式自体を売買にする
- 仮登記担保=代物弁済予約に仮登記を付ける
- 代理受領=債権の取立権限を委任される

典型の4種に加えて、判例と実務が育て、一部はあとから法律が固めた非典型担保が5つあります。ここまでの回を、1行ずつ振り返りましょう。譲渡担保は、目的物の所有権を形式的に移す担保でした。所有権留保は逆に、もとから持っている所有権を、手放さずに留めておく担保でした。今日見た売渡担保は、契約の形式そのものを売買にする担保でした。仮登記担保は、代物弁済の予約に仮登記を付ける担保でした。そして代理受領は、債権の取立てと受領の権限を委任される担保でした。

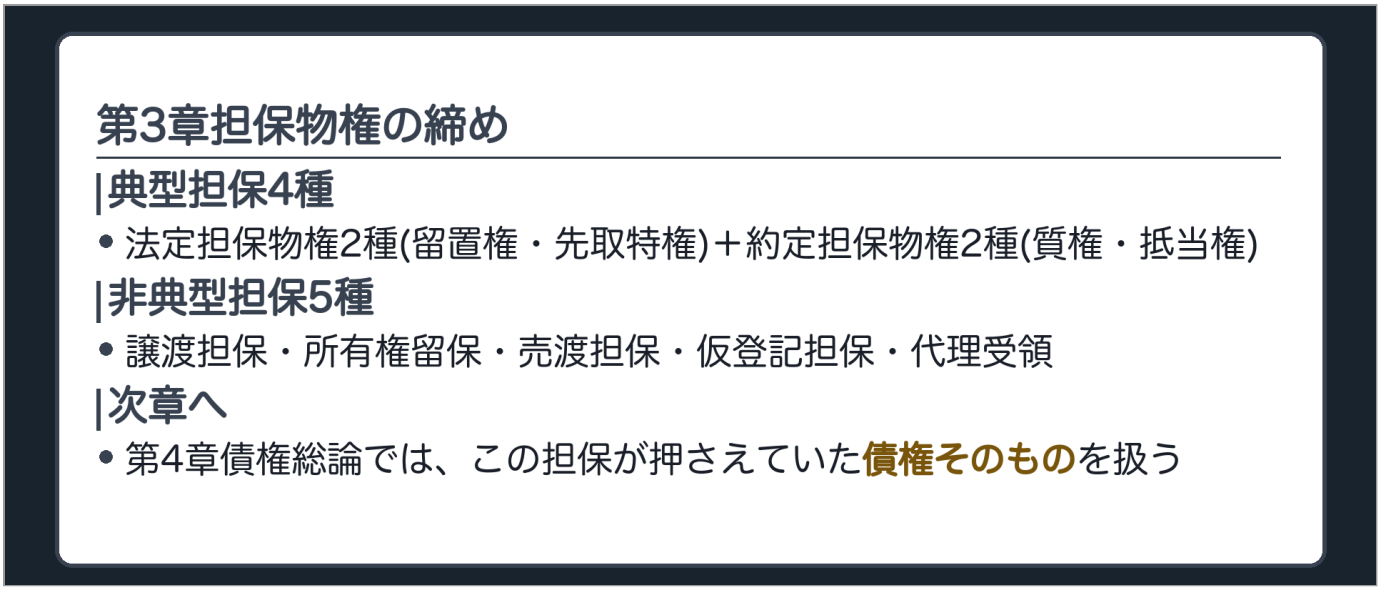

図：第3章全体の締め板

- 典型担保4種(法定2+約定2)と非典型担保5種(譲渡担保・所有権留保・売渡担保・仮登記担保・代理受領)で第3章担保物権が組み立てられている
- 第4章債権総論では、この担保が押さえていた債権そのものを扱う

第3章は、法律があらかじめ用意した典型担保4種と、判例と実務が育て、一部は法律が固めた非典型担保5種で組み立てられていました。ここまでで、担保物権という章を、ひとまず締めくくります。これから見ていくのは、この担保が押さえていた、そもそもの中身である債権そのものです。誰が誰に何を請求できるのか、その請求権をどう譲り渡し、どう消滅させるのか。第4章は、この債権そのものの世界に入っていきます。